福祉協力員の手引書

つながり 支え合って ともに生きるまちづくり

第4次守山市地域福祉活動計画(令和4年度から令和7年度まで)基本理念



守山市社協マスコットキャラクター もりぴー

【月 次】

- 1. 福祉協力員の選出・任期など
- 2. 福祉協力員として活動する上で大切な視点
- 3. 福祉協力員の具体的な活動
- 4. 地域福祉推進員、民生委員・児童委員について
- 5. 命のバトン・暮らしの安心メモについて

社会福祉法人 守山市社会福祉協議会



守山市社会福祉協議会(守山市社協)では、小地域(自治会)を基盤とした 地域福祉活動を推進するため、平成5年から「福祉協力員」の制度を設けて います。

これまで自治会等の高齢者サロンや子育でサロンの企画や運営に協力いただいており、これからも「地域の福祉活動のよき理解者」として、また「自治会の福祉活動の担い手」として、地域福祉活動に携わる一員となってくださることを願っています。

私たちの生活の場である身近な地域で、誰もが安心して生活を送ることができる地域づくりをめざして、住民同士が力を合わせ、関係機関を含めた協働による住民主体の地域福祉活動をともに進めましょう。



1. 福祉協力員の選出・任期など

(1) 選出

自治会を基盤とした福祉活動の拡充をめざし、自治会ごとに推薦をお願いしています。 定数はありません。令和7年4月時点で、市内に242人おられます。

(2) 任期 • 委嘱

とくに自治会での福祉活動の取り組みが継続されるように、任期2年、再任可としています。また、地域による福祉活動が市内に広く浸透することをめざし、守山市社協会 長が委嘱します。

(3) 研修など

学区ごとに、地域福祉推進員(P6 参照)を中心に、研修や情報交換をおこなっていただきます。プライバシーや個人情報の取扱いに注意を要することについては、就任時の説明やその後の学区ごとの研修や情報交換などで、随時確認をお願いします。

(4)活動助成金

一人あたり年額 5,000 円の活動助成金を守山市社協から各学区社協へ交付しますので、 学区ごとの研修などに有効に活用してください。

市民の皆さまからの守山市社協会費および市からの補助金を財源としています。

(5) ボランティア活動保険

活動中の事故等に備え、全国社会福祉協議会によるボランティア活動保険(基本プラン、一人あたりの年間保険料 350 円)に全員加入します。

活動中に、ご自身のケガ、他人にケガを負わせた、他人の物を壊した、などの事故がありましたら、守山市社協までご連絡をお願いします。

この保険は、福祉協力員以外のボランティア活動についても補償の対象となります。

(6)表彰

守山市社会福祉協議会会長表彰(活動6年)などがあります。

(7) その他

就任時に名札を配付します。退任の際は、各自で処分をお願いします。

また、福祉協力員を広く知ってもらうために、オレンジ色のビブスを貸与していますので、活動時はできるだけ着用してください。退任の際は、原則として、同じ自治会内での引き継ぎをお願いします。

※いずれも紛失や損傷などの場合は、新しいものをお渡しします。



プライバシーを守る

個人の状況や話された内容などの秘密(プライバシー)が適切に守られることで、相手に安心され、信頼関係ができます。

長く付き合っていきたいと思う人のプライバシーをむやみに他言しないのと同様に、 地域で見守る人などの場合についても、<u>長くお付き合いをさせてもらう人として、その</u> 人のプライバシーを尊重し、これをしっかり守らなければなりません。

活動の中で知り得た個人の情報については固く秘密を守り、福祉協力員として地域の 住民さんから困りごとなどを気軽に話してもらえるよう、良好な関係づくりに努めてく ださい。

福祉協力員を退任された後も秘密保持をお願いします。



2. 福祉協力員として活動する上で大切な視点

その① つながる

地域の福祉活動では、自治会長や民生委員・児童委員など、地域の関係者と「つながる」 ことが欠かせません。

また、自治会の福祉関係者と関係機関(市社協や地域包括支援センター等)がつながり、 様々な情報を共有することで、課題を解決できる場合もあります。

みんなで支え合う地域づくりを協働で進めていきましょう。

≪例えばこんな活動の中で≫

- すこやかサロンや子育てサロンの活動
- ・居場所づくりのお手伝い (カフェ型サロンなどの新しいサロン活動)
- 見守り支え合い活動 (日頃の声かけや友愛訪問活動) など

≪情報を共有するための取り組みの例≫

- サロン終了後にスタッフで反省会
- ・定期的に福祉関係者で集まる情報交換会 (自治会健康福祉部会の設置)
- ・民生委員・児童委員との情報交換ノート など





見守り支え合い活動事業

守山市社協では、地域で見守りを必要とする人や気がかりな人を対象に、複数の支援者(*)が定期的な安否確認等を行う地域ぐるみの見守り支え合い活動を推進しています。(実施する自治会や学区社協へ助成金を交付しています。)

(*) 民生委員·児童委員、福祉協力員、自治会自主防災組織構成員、 赤十字奉仕団員、老人クラブ会員 など

その② 気づく

日常の会話などで、相手の立場に立ち、聞き上手を心掛けると、福祉に関する困りごとを発見できることもあります。地域の問題や住民さんの生活状況の変化に気づけるように努めましょう。

≪例えばこんな場面で≫

- ご近所さんの郵便受けに新聞がたまっているけど…
- そういえば最近、近所のおじいちゃんを畑で見かけなくなったかも…
- ・最近うちのおばあちゃん、物忘れがひどくてね…

≪気になる人とは…≫

- ひとり暮らし、寝たきり、認知症になられた高齢者
- ・障害があり自宅に閉じこもりがちな人
- 家族の介護に疲れている様子がみられる人
- ・気になる子どもや子育てに悩む家族 など



その③ 受け止める・考える

気づいた課題は、まずは「受け止める」ようにしてください。そして、「私には関係ない」「他の誰かが何とかしてくれるだろう」と他人事にするのではなく、地域の福祉活動を担う一人として「考える」ことが大切です。

≪関係機関の連絡先≫

名 称	電話番号	主な内容
守山市社会福祉協議会	583-2923	どこに相談すればいいか分からない場合 サロンや見守り等の地域福祉活動に関すること 福祉協力員に関すること 民生委員・児童委員に関すること ボランティアに関すること
地域包括支援センター	581-0330	
北部地区地域包括支援センター (河西・速野・中洲学区)	516-4160	
南部地区地域包括支援センター (守山・小津学区)	585-9201	認知症のことや高齢者の生活に関すること
中部地区地域包括支援センター (吉身・玉津学区)	584-5519	
健康福祉政策課	582-1123	生活保護に関すること
長寿政策課	584-5474	高齢者福祉サービスに関すること
介護保険課	582-1127	介護保険に関すること
障害福祉課	582-1168	障害福祉に関すること
こども家庭相談課	582-1159	家庭や児童に関すること
生活支援相談課	582-1161	生活困窮やひきこもりに関すること その他、生活や就労などの心配事に関すること



3. 福祉協力員の具体的な活動



自治会では…

☆サロン活動

すこやかサロン・子育てサロン・喫茶サロン

☆見守り支え合い活動

地域で気になる方への訪問や声かけ

☆自治会行事や会議への参加・協力 福祉関係者による会議など

学区では…

☆連絡会や研修会への参加

情報交換会の開催

活動に役立つ研修会、館外研修など

☆学区社協活動への参画

部会活動や各種事業などへの参加・協力

☆学区行事への協力

学区民のつどいなど





市社協の役割

- ・福祉協力員の委嘱
- ・福祉協力員活動の広報・啓発
- ・活動に役立つ情報の提供
- ・研修等の企画 など







4. 地域福祉推進員、民生委員・児童委員について

(1) 地域福祉推進員とは

地域福祉推進員は、学区社協会長からの推薦により、守山市社協会長が委嘱します。 学区社協や自治会など、より身近な地域での福祉活動を推進します。

〈地域福祉推進員の役割〉

- 学区地域福祉活動計画の策定や推進への協力
- 福祉協力員活動への助言
- 自治会福祉活動の状況把握 など



- ○毎月の市の会議などで、各学区社協の活動について情報交換を行っています。
- 〇守山市生活支援体制整備事業の第2層コーディネーターを兼務し、学区ごとに、主に 高齢者の地域生活に係る支え合い体制づくりを推進しています。

☆ 活動でのお困りごとは、地域福祉推進員にお気軽にご相談ください。☆

(2) 民牛委員・児童委員とは

民生委員·児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱します。(児童福祉法による児童委員を兼ねています。)任期は1期3年です。令和7年4月時点で、市内に160人おられます。

〈民生委員・児童委員の7つのはたらき〉

- 1. 社会調査 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
- 2. 相 談 住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。
- 3. 情報提供 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4. 連絡通報 住民が、それぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、 施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。
- 5. 調整住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- 6. 生活支援 住民が求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます。
- 7. 意見具申 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起します。



5. 命のバトン・暮らしの安心メモ について

守山市社協では、民生委員・児童委員からの情報により、一人暮らし高齢者宅などに「命のバトン」および「暮らしの安心メモ」を作成し、これを設置してもらっています。 (令和7年3月末時点 1.691件)

災害時や緊急時など、いざという時には、日ごろからのご近所とのつながりが大切です。 本人や家族が支援者などに必要な情報を提供できるようにし、「助けられ上手」を増やす しくみをつくりましょう。

福祉協力員として緊急時の連絡先の一人となってほしいとお願いがありましたら、ぜひ ご協力をお願いします。

○暮らしの安心メモ

関係機関や緊急時の連絡先が記載 してあり、家の中の目立つ場所に 設置していただきます。





〇命のバトン

「救急医療情報キット」とも呼ばれるもので、筒状の容器の中に医療情報や緊急時の連絡 先等を記載したシートなどを入れ、これを冷蔵庫に入れておいていただきます。

一 この手引書に関するお問い合わせ先 一

社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号 すこやかセンター1階 電話·有線 583-2923 Fax582-1615

